

議題3 通学区域について

1 通学区域を定める規定

学校教育法施行令第5条第2項により、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と定められ、本市の児童・生徒が就学すべき流山市立小学校及び中学校の通学区域については「流山市立小学校及び中学校通学区域規則」で定められている。

2 通学区域についての規定

法令として規定はないが、文部科学省の学校施設整備指針では、「小学校」

- ① 児童が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。
- ② 隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する中学校の通学区域等との適正な均衡を保つことができることが望ましい。
- ③ 通学区域を設定する場合には、児童の居住分布等を適正に考慮することが望ましい。

「中学校」

- ① 生徒が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。
- ② 隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する小学校の通学区域等との適正な均衡を保つことができることが望ましい。
- ③ 通学区域を設定する場合には、生徒の居住分布等を適正に考慮することが望ましい。

3 通学距離の規定

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、「通学距離は、小学校にあってはおおむね4 Km、中学校にあってはおおむね6 Km以内であること。」と定められている。

4 通学経路

法令として規定はないが、文部科学省の学校施設整備指針では、通学路について「交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。」とされている。

5 適正な学校規模

(1) 規定等

学校規模の学級数につきましては、学校教育法施行規則第41条に「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。

ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とし、中学校の学級数については、同規則第79条に「第41条の規定は、中学校に準用する」と規定されております。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条に適正な学校規模の条件は「おおむね12学級以上18学級まで」とされている。